

教育委員会会議録

平成26年3月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成26年3月定例会)

- 1 日 付 平成26年3月11日 (火)
- 2 場 所 海老名市役所701会議室
- 3 出席委員 教育委員長 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 岡部 二九雄 教育委員 松樹 俊弘
教育長 伊藤 文康
- 4 出席職員 教育部長 萩原 圭一 教育部次長 植松 正
教育部参事(公会計担当) 能條 富士雄 教育部参事兼教育指導課長 郡山 強
教育総務課長兼特定政策担当課長 金指 太一郎 学校教育課長 加藤 秀夫
教育指導課教育支援担当課長 成岡 誠司 教育指導課児童育成担当課長 加藤 展子
- 5 書 記 教育総務課主幹 植木 明夫 教育総務課副主幹 佐藤 哲也
兼庶務係長
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 議案第6号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について
- 日程第2 議案第7号 海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定について
- 日程第3 議案第8号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第4 議案第9号 いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針について
- 日程第5 議案第10号 県費負担教職員の人事異動について (非公開事件)
- 日程第6 議案第11号 平成26年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について (非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後3時20分

○海野委員長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者（2名）がごございます。傍聴につきましては教育委員会会議規則第21条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

○海野委員長 それでは、会議を進めたいと思います。はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、平井職務代理人、松樹委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり、審議事項が6件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○海野委員長 それでは、審議事項に入ります。初めに、**日程第1、議案第6号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について**を議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第6号、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正についてでございます。提案理由は、青少年健全育成に関する事務が市長部局より教育委員会に移管があり、それに伴う所要の措置でございます。詳細は教育部長より説明いたします。

○教育部長 それでは、2ページ目をご覧ください。一部改正の理由でございますが、ただいま教育長からご説明をさせていただいたとおりでございます。

改正の内容ですけれども、「教育指導課児童育成係に青少年健全育成に関する事務分掌を加える。」というものでございます。施行期日は平成26年4月1日としたいものです。

もう1枚おめくりください。3ページでございます。3ページは一部を改正する規則の案でございます。海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。別表第1教育指導課の部児童育成係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加えるということで、(4)として「青少年

健全育成に関すること。」を加えるものでございます。附則には施行日を記載させていただいております。

もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表を掲載させていただいております。今、改正文でご説明いたしました別表第1の表の中に、第4号を加えるような改正でございます。雑ぱくですが、以上でございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対して、ご意見またはご質問がございましたらお願いします。

○松樹委員 確認だけさせていただきたいのですが、青少年健全育成、青少年の係が教育委員会にあって、市長部局に移って、2年で戻ってきたような形でしょうか。

○教育部長 1年です。

○松樹委員 丸1年。1年間はこちらの手を離れていたわけですので、向こうでどういう事業をやっていたのか、引き継ぎや報告などは、どのような形でこちらが受けるのでしょうか。1年間、教育委員会としては空白の時間が空いているわけですので、関連団体がいらっしゃるかと思うので、向こうから報告が来て1年間運用して、こちらがもらうような引き継ぎの形をとった方が良いのではないかと思います。事務が来ることについては、私は来た方が良いのではないかと思いますのですが、受け入れ体制がどのようになっているのかということだけお聞きしたいのですが。

○教育部長 従前、前にやっていた仕事ではあるのですが、松樹委員にご心配いただいているとおり、向こうで行っていた期間の活動内容が我々の方では詳しく分かりませんので、それにつきましては、前段で業務の確認はもうすでに行ったのですが、今度は実施してきた事業の内容についても、4月1日に移管する前に、私どもで担当からよく引き継ぎを受けて、遺漏のないようにしていきたいと考えています。

○松樹委員 ぜひお願いしたいと思います。

○平井委員 あまり関係ないかと思うのですが、移管理由というのは、細かくは前部署から教育委員会には知らされていないのですか。

○教育部長 正式には聞かされてはいないのですが、当初、青少年活動は教育委員会であって、そういう事業については、市民協働部で市民協働の一環としてやった方が非常に効率が良くなるのではないかということで、そちらに一度移管されました。その後いろいろ活動していく中で、青少年指導員の方から、向こうでやるとうまくいかない、連携がとれない部分もあるので、教育委員会との連携を図っていく必要もかなり高いので、やはり

これは教育委員会に戻していただき、従前の形の方が市長部局よりも活動がうまくいくというようなご要望もありまして、そういうものを総合的に勘案して判断したと聞いております。

○伊藤教育長 行ったり来たりするのはいかなものかというのは当然の議論としてあるわけで、行ってみたら、この後また議案で説明するのですが、具体は青少年指導員嘱託員ということなのですけれども、実質、教育委員会はそういう環境の中で、子どもたちに係るものは児童育成という形で教育委員会に残していこうと。実際、青少年指導員嘱託員の活動を見ていると、サマースクールに来ていただいたり、市の行事など、対象は子どもたちなのです。そういう中で、一度市長部局には行ったのですが、子どもが対象の活動が多いので、そういう意味では、やはり今、教育委員会にある児童育成係の中で、子どもたちを対象とした社会教育活動の方が活動としてはすごく効果的であると思うのです。ただし、委員がおっしゃるように、それが行ったり来たりすることはいかなものかという議論は確かにあると思うので、今後は本当に慎重にそういうことを進めていく必要があるとは思っております。

○海野委員長 よろしく申し上げます。

○平井委員 学校にいる時に、学校の体育館を使って子どもたちの活動を広げていた時があります。そのようなところから見ても、教育委員会所管に置いた方が良いのではないかと思いますし、指導員さんがおっしゃっているように、地域の子どもたちを見ていただきながら、学校・地域と連携をとりながらという点では、やはり元の教育委員会で所管した方がよろしいのではないかと思いますので、先ほどからも出ていますように、内容等をまた精査していただきながら、充実したものになっていけば良いのかと思います。もう1点、こちらに移されてから人的な補充というのは見込まれますか。

○教育部長 事務局職員という意味でございますよね。

○平井委員 はい。

○教育部長 機構改革でこちらに事務が移管する時には、やはりそれなりの人的措置が必要だという意見をつけて整理されております。ただ、人事につきましては、いろいろな絡みがありますので、私どもの仕事が増えたり減ったり、他とのバランスがありますので、必ずしも仕事に対して1人がついてくるということにはならないかと思いますが、業務が多くなる分に関しては、人的配慮が必要だろうというような意見はつけていただいております。

○平井委員 サマースクールなど児童育成に関する事業を随分抱えており、いろいろな形で関わっていく中では、私は少々人的不足があるのではないかと感じていますので、できればきちんとした体制の中で事業活動ができればよろしいのではないかと思います。

○海野委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第6号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第6号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第2、議案第7号、海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第7号でございます。先ほどの議案第6号と関連するものでございます。海老名市青少年指導嘱託員設置規則の制定についてでございます。提案理由は、先ほどの青少年健全育成に関する事務の移管に伴って、青少年指導嘱託員の設置等に関する必要な事項を定めたいものでございます。それでは、教育部長より説明いたします。

○教育部長 それでは、資料の7ページをご覧くださいと思います。今お話をさせていただいています青少年指導嘱託員設置規則でございます。

第1条、設置の規定でございます。地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導嘱託員を設置する。

第2条は職務についてでございます。青少年指導嘱託員は、その分担する地域又は事項について、次に掲げる職務を行う。(1) 青少年団体の育成指導 (2) 青少年に関する文化レクリエーション活動の推進 (3) 青少年育成地域活動の推進 (4) 青少年の社会生活における環境の整備 (5) 青少年が利用する施設への協力活動 (6) 青少年に関する相談及び愛護指導 (7) 学校青少年教育関係諸委員及び官公署との連絡 (8) 青少年指導嘱託員の相互研修及び連絡提携組織の結成 (9) その他青少年の健全育成に必要な事項でございます。第2項としまして、前項の分担する地域又は事項は、教育長が定めるという規定でございます。

第3条は委嘱の規定です。教育委員会は、青少年に対し深い理解及び愛情をもって青少

年の健全な育成に努力している者から青少年指導嘱託員を委嘱する。

第4条は定数でございます。青少年指導嘱託員の定数は、60名以内とするということでございます。

第5条は任期についての規定です。青少年指導嘱託員の任期は、2年とする。ただし、補欠の青少年指導嘱託員の任期は、前任者の残任期間とする。第2項としまして、教育委員会は、青少年指導嘱託員を再任することができるという規定でございます。8ページ目をご覧くださいと思います。第3項です。教育委員会は、第1項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項の期間中においても青少年指導嘱託員を免職することができるという規定でございます。

第6条は服務に関する規定です。青少年指導嘱託員は、相互及び密接に連絡及び協力しなければならない。第2項としまして、青少年指導嘱託員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等に従わなければならない。第3項です。青少年指導嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第7条、研修についての規定です。青少年指導嘱託員は、常にその職務を遂行するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第8条は附則でございます。この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定めるという規定を入れさせていただきたいものです。

附則としまして、施行日でございますが、この規則は、平成26年4月1日から施行するという規定でございます。以上、第1条から第8条までの規定にのっとり規則を制定させていただきたいものです。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 定数60名で、欠員というのはあるのですか。

○教育部長 現在60名の方に委嘱させていただいて、運営していると聞いております。

○岡部委員 欠員はないということですね。

○教育部長 はい。

○岡部委員 先ほどの話で、前のところが所管していた時も同じような規則があったのですか。

○教育部長 「教育長」「教育委員会」が「市長」になっている形で、同じ規則ござい

ます。

○松樹委員 確認ですが、年齢制限等はないのですか。

○教育部長 ないです。

○松樹委員 わかりました。特に年齢制限ができてしまうと、いろいろな方にやっていただけないということもあるので。

○伊藤教育長 ないです。

○海野委員長 青少年指導員ですからね。

○松樹委員 そうですね。ありがとうございます。

○海野委員長 私から一つ質問なのですが、ここに「地域」と書いてあるのですが、人数の配分について地域性はあるのですか。

○教育部長 自治会が59ございまして、基本的にはその59の自治会から一人ずつ推薦をしていただいていますので、すべての地域にバランス良く配置しています。

○海野委員長 自治会から1名ずつということですね。

○教育部長 そういうことです。

○海野委員長 他にはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 他にご質問等もないようですので、議案第7号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第7号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第3、議案第8号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第8号、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、この規則は学区に関する規則を定めているものでございまして、海老名駅西口開発に伴い、児童・生徒数に大幅な変動が見込まれることにより学区の変更をしたいためでございます。教育部長より説明いたします。

○教育部長 最初に、資料の地図を見ていただきたいと思います。15ページの地図をご覧

いただいでよろしいでしょうか。真ん中に、①西口開発 ②駅間開発ということで赤く括弧してあります。この区域が現在、有鹿小学校の学区の区域でございますが、この赤くマーキングさせていただいている区域の子どもたちを、今泉小学校の学区に編入したいということでございます。

続いて、もう1枚おめくりいただきまして16ページです。同じように西口開発と駅間開発により線引きをした区域につきましては、現在、海西中学校の学区に入っておりますが、それを上の今泉中学校の学区に変更したいというものでございます。こちらが学区の変更の骨子でございます。

それでは、11ページにお戻りいただきたいと思ひます。規則の一部改正案について読み上げさせていただきます。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校通学区域の有鹿小学校の項中「上郷381番地から951番地まで、1069番地から1126番地まで」を「上郷381番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1075番地から1126番地まで」に改めるというものでございます。

別表第1 小学校通学区域の今泉小学校の項中でございます。「上郷952番地から1068番地まで」を「上郷622番地から963番地、上郷952番地から1068番地、1069番地から1074番地」に改めるものでございます。以上が小学校の有鹿小学校から今泉小学校への区域を変える変更点でございます。

続きまして、中学校でございます。別表第1 中学校通学区域の海西中学校の項中「上郷381番地から951番地まで、1069番地から1126番地まで」を「上郷381番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1074番地から1126番地まで」に改めるものでございます。

1 ページおめくりください。続きまして、別表第1 中学校通学区域の今泉中学校の項中でございます。「上郷952番地から1068番地まで」を「上郷622番地から963番地、上郷952番地から1068番地、1069番地から1074番地」に改めるものでございます。

附則としまして、この附則は、平成26年5月1日から施行したいものでございます。その後ろは新旧対照表になっておりまして、有鹿小学校の学区を今泉小学校に、海西中学校の学区を今泉中学校の学区に改正する、ただいま読み上げさせていただいた改正文でこちらの方で変更させていただきたいというものでございます。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 附則の施行期日が、学校の年度初めではない5月1日付なのは一般的なのか。何か理由があるのですか。

○伊藤教育長 5月1日が基準日ですので。4月1日からではなくて、5月1日で生徒数は確定するという考え方で学校は進めていますので、それに伴って、合わせようと考えております。

○海野委員長 西口開発地域で、小・中学校の増加人数はどの程度に試算されているでしょうか。

○教育総務課長 子どもの数については資料を持ち合わせていませんので、正確な数字は分かりませんが、西口地区については都市計画の変更、調整区域から市街化区域に編入する際に3000人の人口が増えるということで、流入人口を想定しております。また、駅間については1000人の人口流入を想定しております。駅西口及び駅間を合わせて約4000人を想定している。それに合わせて、試算としては、近隣住宅等の子どもの数を勘案した上で算定させていただいているところでございます。後ほど具体的な数字についてはお示しできればと思います。

○海野委員長 目算ではわからないでしょうけれども、今後大変なところですよ。

○松樹委員 地元自治会なり青健連なりに、こんな方向で行きたいという形の説明会をされたかと思うのですが、その時にこういった質問が出て、どのような反応だったのかということをお聞きしたいのですが。

○教育部長 私の方では、西口開発区域の地権者の皆さま方にご説明しました。その中でご質問いただいたのは、「学区が再編されるのは全然構わないのですが、新しい学校にその推計人数で入りきれぬのでしょうか。新しく校舎を増設するのですか」というようなご質問をいただきました。現在の推計値では、今の教室を一部、一般教室に改装していくことで収まりきるという推計をしておりますので、特に増築の予定はありませんとお答えしています。

○教育部次長 私の方で上郷の自治会長のお宅に伺って、これと同じ資料をお持ちしてご説明をいたしました。特にご意見と申しますか、まだ実際住んでられない地区ですので、早目に周知していただければ混乱もないだろうということで、そのように進めてほしいというお話はいただいております。

○教育部長 今泉小・中学区はこれからご説明いたします。

○松樹委員 学区の中に駅を抱えるということは、たぶん保護者や周りのPTAにとっ

て、すごく大きなことだと私は思うのです。できるものの中身はまだいろいろ右往左往という形だと思うのですが、お酒を提供するようなお店もかなりできるかと思しますので、繁華街ができるという形ですので、治安の問題など、児童・生徒の気持ちの面等も変わってくるかと思えます。その辺りも密に連絡をとりながら、また、今実際に住んで、今泉小学校・今泉中学校に通われている保護者の方もいらっしゃるかと思うので、決定をすれば、できれば通知をすぐに出していただいて、このような予定でいきますと、早目早目の通知を出していただければと思います。

また、繁華街ということで、教育委員会でどうにかできる話ではないのですが、できれば西口地域に交番等が設置できると、安全・安心につながるのではないかと思いますので、何らかの形で訴えかける場面があれば、できれば声をかけていただければと思っています。なかなか大きいことですし、これから住む人が悪いというわけではありませんので、うまく乗り切って、まちづくりという観点の中でうまく溶け込めていってほしいという気がしております。

○**学校教育課長** 先ほどの小・中学校の増加分ということですが、まだ建築も行われていませんので、あくまで推計ということで、中央地区のマンション、最近できました「あ・うん」など、あの辺りのマンション等の入居状況から推計いたしまして、小学校では平成27年から平成30年まででおよそ264名の増加、中学校は同じく平成27年から平成30年までで91名というような試算をしております。

○**平井委員** 今、学校との連絡調整といいますか、事務的なものはどの程度の形で学校サイドと話をされていますか。定期的という形ではないですか。状況説明等も含めて。

○**教育部長** 校長会・教頭会がございますので、基本的にそこで話をしています。あと、学校事務連絡調整会議を開いておりまして、事務レベルでのお話をしております。大きなところはその三つでしょうか。

○**平井委員** 担当校の今泉小・中学校との話し合いはどうなっていますか。

○**学校教育課長** 担当校にもこちら側の資料等を持参して、校長先生と継続的にお話をさせていただいております。

○**平井委員** この学区に当たった学校は、入る子どもたちに相当ばらつきがあると思えますし、事務的な処理等も含めて、多くの子どもたちが入ってくると、なかなか学校サイドも落ちつかない状況にもなりますので、早目早目の対応をしていただいて、学校がスムーズに運営できるような形をとっていただけたら良いのではないかと思います。

○海野委員長 他にご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第8号を採決いたします。
この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第8号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第4、議案第9号、いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針についてを議題といたします。説明をお願いします。

○伊藤教育長 議案第9号、いじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針についてでございます。提案理由は、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、すでに海老名市として基本方針を打ち出しておりますけれども、それをさらに、この法整備に伴って見直したためでございます。教育部長より説明をお願いします。

○教育部長 それでは、18ページ目をご覧くださいと思います。現在あるいじめ問題に対する海老名市教育委員会の基本方針(案)に、新たにここでつけ加えたいものに下線を表示してございます。下線の部分について読ませていただきます。

1 いじめ問題に対する基本方針の「(2) 早期発見、早期対応に努める」という項目でございます。そちらに現在「いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。絶えず実態把握に努める」という規定がございましたが、こちらに、さらに「なお、いじめは『被害者』や『加害者』だけでなく、『観衆』や『傍観者』といわれる周囲の児童生徒にも注意を払う必要があることを認識して、対応する」という、なお以下の部分を加えたいものでございます。

続きまして、19ページ目をご覧くださいと思います。こちらは18ページからの続きで「いじめの早期発見、早期解決のために」という項目で現在3項目規定しておりますが、そちらに4項目として1項目加えたいものでございます。「(4) インターネットを通じて行われるいじめなど、今日的課題に対し、啓発活動や指導の充実を図る」と。現在インターネットに伴ういじめ等が増えているということから、こちらの方を基本方針の中に追加したいものでございます。

さらに、19ページの一番下ですが、現在大きな5項目だけで基本方針を作っております

すが、そちらで新たに6項目としまして「いじめ問題対策連絡協議会」を設置するという規定でございます。「学校、教育委員会、児童相談所、警察等関係者により構成される協議会を設置し、いじめ防止等に関する機関および団体の連携を図る」というもので、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、こちらのいじめ問題対策連絡協議会を設置するに当たりまして、この基本方針の6番にもその旨を明記していきたいというものでございます。以上、3項目の追加をこの基本方針に入れたいという改正です。

○海野委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問またはご意見がございましたらお願いいたします。

○岡部委員 質問やら意見やら、入り組んでしまって申し訳ないのですが、まず18ページの文言なのですが、「2 いじめをなくすために」の(1)の2行目「方針を全教職員で確認する」、(2)は「毎年、全職員で研修を実施する」、いわゆる「教」を入れた箇所と入っていない箇所があるのですけれども、何か意味があるのでしょうか。私は単純に統一した方が良いのではないかと思いました。

同じく(2)の下のところですが、アンケート調査を実施して、その結果を「学年職員、必要に応じて全校職員で情報を共有する」と2段階になっているのは、どういう意味合いがあるのでしょうか。やはり全教員で情報共有して事に当たったほうが良いのではないかと思うのですが。二つに分けているのは、プライバシーの関係なのか、よく分からないのですが、情報はみんなで持って、どの先生も同じ対応をしてもらう方が良いのではないかと思いました。

次のページの(3)ですが、2行目で「場合によっては児童・生徒の力を借り、子どもと教師が連携して」云々とあります。私もこれは良いことだと思います。やはり一番先に気がつくのは子ども同士であるだろうと思うのですが、一方では、言葉が適切かどうか分かりませんが、チクるなんていう言葉を聞いたことがあります。そういうこともありますので、なかなか難しいのだろうと思うのですが、子どもの声をきちんと大人が受けとめる、受けとめてくれたという体験を子どもが積み重ねていくことが信頼を生んでいくのではないのでしょうか。そういう意味では先ほどの最後の行、重複しますけれども、先生たちが一人一人みんなばらばらの対応ではいけないと思うのです。どの先生も同じ対応をしてくれるということが大事だと思うので、これは意見です。

続けて、20ページにいじめの定義が書いてあります。いじめの定義は、このように抽象的に書かざるを得ないし、一件一件、一つ一つみんないじめというものの内容が違うだろ

うと思うのです。それを定義づけるのは難しいので、こういう表現になるのだろうと思うのですが、やはり最終的には周囲の学校の先生を初め、大人が感度を良くしていくというか、感性を磨いていく。アンテナを張りめぐらせて、事件があった時にいじめだとは思わなかったというような言葉を聞くとき、あれは非常に悲しいと私は思うのです。自分が気付かなかっただけであって、なかったというのはいかがなものかと、あれを聞くたびに思います。そういう意味では、この定義に当てはまらないから、あれはいじめではないのだとか、そういう捉え方をしてはいけないので、感性を磨くための研修などを、教員だけではなく、もっと市民もやらなくてははいけないわけです。市民への啓発は、教育委員会ではなくて、市長部局や他のところでもやるのでしょうけれども、連携をとってやってもらわなければいけないのではないかと思います。

○教育部長 2番の「全教職員」と「全職員」というのは、内容からすると、両方とも全員で共有すべきお話だと思いますので、そちらの方向に改めさせていただきたいと思います。その下の「学年職員」と「全校職員」との関係なのですが、この文言から判断すると、調査結果は学年職員で、それに対する必要に応じた情報は全校職員ということで、今、岡部委員からお話しありました個人情報の部分も配慮しているのではないかとということがありますので、ここは少々検討させていただいてよろしいでしょうか。その辺りは確認をさせていただいて、特別に問題がなければ広くみんなで情報共有した方が、よりいじめをなくすことにつながるのでしょうし、事情によっては、配慮しなければいけない場合があれば、こういう表現で整理させていただきたいと思っています。

3点目、4点目については、おっしゃる趣旨はよく分かりますので、そちらに配慮しながら運用をしていきたいと思っております。

○松樹委員 6番のいじめ問題対策連絡協議会なのですが、これは4月から運用、開始をされるかと思うのですが、実際何回ぐらい集まって、どのような情報交換をしていくのでしょうか。「いじめの防止等」なのですが、いじめ防止はもちろんのこと、どのような情報交換の中で会議を、どれぐらいの回数やっていくのか、お聞きしたいのですが。

○教育支援担当課長 いじめ問題対策連絡協議会なのですが、いじめに対する関係機関からの情報を得るということで、今の青少年相談センター運営協議会の中で扱っております。ただ、青少年相談センターの条例を、新たに教育支援センター条例に変更する予定がありまして、その条例が制定される時には、もう一度、もう少しコアなメンバーでいじめ問題対策連絡協議会を発足する。ですから、年3回協議会はやるのですが、本会議という

大きな会議は前期と一番後にやって、本当にいじめ問題に対応するような会議はその間に1回開催するというイメージであります。

○**松樹委員** 非常にデリケートな問題も含んでいるかと思うのです。こうしていろいろな情報交換を常にしておいて、もし問題が起こった時にすぐお互いの役割というか、対処できるような体制をとっていただければと思います。

○**教育支援担当課長** 松樹委員がおっしゃるように、必要な案件があれば当然、定例以外でも開催できるような形で考えています。例えば何かの事案が起きるような、当然あってはならないのですが、そういう時には、その状況に応じて開催していきたいと考えております。

○**松樹委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**平井委員** 20ページの具体的施策に書いてあるのですが、「教育委員会だより」を通して、いじめ問題に係る記事を掲載ということで、「教育委員会だより」が手元に届くところは良いのですが、それ以外の市民の方も大勢いらっしゃるわけで、やはり地域を含めて、みんなの目で見なければいけないようなところなので、ホームページ等にもきつと載せられると思うのですが、広報等を使って、できるだけ市民の方に、こういう形で教育委員会がやっているということ、そしてもう社会的問題になっているわけですから、みんなの目でということからも、広報活用をぜひお願いしたいと思います。教育委員会の記事は、広報の中では少ないのではないかと思います。ですから、重要なポイントは広報の中にきちんと記載して、広報は皆さん目を通しますので、そういう形を通して、市民の皆さんに周知していくという方法をとっていただければ、教育委員会がやっているこういう大きな取り組みを、市民の方々にご理解いただけるのではないかと思いますので、ぜひその方法も考えていただけたらと思います。

○**教育部長** おっしゃるとおりでございますし、いじめ問題も特集のような形で広報にお願いできればと思いますし、それ以外の教育委員会の活動も、平井委員がおっしゃるとおり、広報を通じてどんどん発信していきたいと思います。

○**平井委員** よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**海野委員長** 私も一言よろしいですか。基本方針は、学校に対してが中心だと思うのです。保護者に対してのいじめに対する理解を、もう少し含めてもらいたいということも1行入らないでしょうか。保護者に対して、もっと気を付けてくださいというような1行が入らないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育支援担当課長 この基本方針については、あくまでもいじめを起こさないための未然防止であったり、早期発見・早期対応に係るところですので、保護者に対する部分としましては、毎学期初めに発行される「教育委員会だより」で、小・中学生の全保護者に見ていただいていますので、毎号いじめの対応について、我々から提供したい内容については保護者に発信しています。例えば、インターネットの使い方とか、以前は保護者が子どもを見る時のチェックシートとか、そういう部分を「教育委員会だより」で発行していますので、その時々ニーズに合うようなものを、全保護者に対し、そういうところで発信していきたいと考えます。

○海野委員長 よろしく申し上げます。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○海野委員長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第9号を採決いたします。この件について、原案に一部改正を加える形で可決することにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第9号を原案のとおり可決いたします。

○海野委員長 次に、日程第5、議案第10号、県費負担教職員の人事異動についてを議題といたしますが、本件並びに次の日程第6、議案第11号、平成26年度教育委員会非常勤特別職の委嘱については人事案件でございますので、会議を非公開にしたいと思います。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。2件の審議事項についての会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 ご異議がございませんので、2件の会議は非公開といたします。つきましては、傍聴人及び議案第10号の関係職員、萩原教育部長、植松教育部次長、金指教育総務課長、加藤学校教育課長以外の職員は退室をお願いします。暫時休憩といたします。

(傍聴人及び関係職員以外退室)

[休 憩]

○海野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(非公開事件開始 午後2時47分)

(非公開事件終了 午後3時20分)

(傍聴人入室)

○海野委員長 皆さまにお知らせします。ただいまの日程第5、議案第10号及び日程第6、議案第11号は、原案のとおり可決しました。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、教育委員会3月定例会を閉会いたします。